三鷹市週休2日制工事に関するQA

令和7年4月 三鷹市 (第2版)

【第1条関係】

- Q1 なぜ、三鷹市においても週休2日制工事を実施する必要があるのか?
- A 1 建設業は、良質な社会資本の整備を通じて市民生活に貢献するという重要な役割を担っている一方、他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少ないことが課題となっています。労働者の健康確保やライフ・ワーク・バランスの推進、また将来の担い手を確保するためにも労働環境を改善していくことが社会的にも求められています。

当市としても、公共工事の発注者の責務として、工事に従事する方の長時間労働を防ぎ確実な週休2日の確保に向け取り組むとともに、市内事業者の 育成及び工事の質の向上を図るためです。

【第2条関係】

- Q2 4週8休(現場閉所率 28.5%以上)とは、月単位で評価するものなのか? それとも工期全体で評価するものなのか?
- A 2 4週8休が達成できたかの評価は、案件によって月単位又は対象期間全体(現場着手日から工事完成日まで)での現場閉所率で行います。
- Q3 対象期間全体で現場閉所率又は休日率が達成されれば、期間を通して毎週週休2日が確保できなくても差し支えないか?
 - (例) 工事閑散期は週休3日とする一方、繁忙期は週休1日とする等
- A 3 工程管理上、必要ということであれば差し支えありませんが、本制度は建設業界に週休2日が定着することを目的としていますので、毎週週休2日が確保されることが望ましいと考えます。そのため、工事期間中は、休日取得の平準化に努めてください。なお、月単位の週休2日は、対象期間内の全ての月において現場閉所率又は休日率が、28.5%以上となる現場閉所又は休日確保を行う必要があります。

Q4 休日率の達成状況は、どのように判断すべきか?

- A 4 休日率は、対象期間内に対する全ての技術者及び技能労働者の休日日数の割合が、28.5%以上となる必要があります。例として、以下に休日率を達成したとみなす場合と達成していないとみなす場合を示します。
 - (例)全ての技術者がA~Cの3名が従事している工事現場について
 - ア 休日率を達成したとみなす場合

技術者 A 休日率 29.0%、技術者 B 休日率 28.5%、

技術者 C 休日率 30.0%

- →全ての技術者において、休日率が 28.5%以上のため休日率を達成しているとみなす。
- イ 休日率を達成していないとみなさない場合 技術者A 休日率 27.0%、技術者B 休日率 28.5% 技術者C 休日率 30.0%
 - \rightarrow 3名の平均休日率は 28.5%だが、技術者Aの休日率が 28.5%に満たないため、休日率を達成したとはみなさない。
- Q5 一月未満の工事で、暦の都合上、週休2日確保しても 28.5%に達しない場合はどうなるのか?
- A 5 ご質問のような場合は、対象期間中、毎週週休2日が確保できていれば、 達成したと見なして差し支えありません。
- Q6 午前又は午後のみ現場閉所した場合、0.5日として扱われるのか?
- A 6 現場閉所は1日単位でカウントするものであり、0.5日としては扱いません。

Q7 現場閉所日は、土曜日・日曜日で確保しないといけないのか?

- A 7 土曜日・日曜日に指定するものではありません。平日及び土曜日・日曜日・ 祝日を含めた対象期間内で4週8休以上を確保してください。ただし、Q 1 に示したように、労働者の健康確保やライフ・ワーク・バランスの推進、ま た将来の担い手を確保するためにも、できる限り土曜日・日曜日を現場閉所 日とするよう取り組んでください。
- Q8 「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とはどのような 作業のことか?
- A8 次のような場合が想定されます。
 - ・災害の発生が予想される場合の予防作業
 - 災害発生時の対応作業
 - ・強風による飛散対策等の第三者被害防止作業
 - 安全パトロール
 - 交通誘導警備

Q9 現場閉所率の計算例は?

A9 例として、以下に示します。

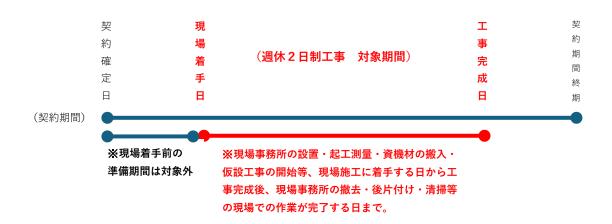
(例)対象期間:令和6年5月1日~7月31日、土日祝を現場閉所した場合 [現場閉所日数] [対象期間] [現場閉所率]

29日 / 92日 = 31.5%

※小数点第2位を四捨五入

Q10 契約締結後、現場着手までの準備期間は対象期間となるか?

A10 現場に着手するまでの期間は対象期間となりません。



【第3条関係】

- Q11 受注者側の希望で週休2日工事として取り扱うことは可能か?
- A11 週休2日制工事とするかは市が予め定めることとなっており、受注者の 希望で指定はできません。

【第5条関係】

- Q12 4週8休の達成に向けては、市·受注者どちらの責任において取り組んでいくべきか?
- A12 市は、週休2日制工事である旨を明示し入札公告等を行い、受注者はその 条件を承諾の上で工事請負契約を締結することになります。従いまして、4 週8休の達成に向けては、受注者の責任おいて主体的に取り組んでくださ い。

Q13 市の監督員はどのような立ち位置なのか?

- A13 Q11 に示したように、4週8休の達成は受注者の責任において取り組む ものですが、一方で契約条件でもあります。監督員は、その履行のため、必 要に応じ受注者に対して助言等を行うことができるものとします。
- Q14 4週8休(現場閉所率 28.5%以上)の達成状況については、月単位又は 対象期間全体で評価することとしているが、なぜ、毎月「週休2日制チェッ クリスト」を監督員に提出しないといけないのか?
- A14 ご質問のとおり、月単位又は対象期間全体で評価することとなっていますが、4週8休の確実な達成に当たっては、対象期間全体を通して定期的に確認・管理をしていくことが大切です。毎月提出することで、受注者の適切な自己管理を促すとともに、提出を受けた監督員も受注者の取り組み状況への助言等に役立てるものと考えます。
- Q15 工事工程に関する書類としては既に「週報」等を提出しているが、更に「週 休2日制チェックリスト」を提出しないといけないのか?
- A15 原則として、「週休2日制チェックリスト」を提出していただきます。ただし、公共工事に係る提出書類簡素化の観点から、現場閉所日の実績等(チェックリストの内容)が確認できる書類を別途提出する場合は、この限りではありません。
- Q16 4週8休(現場閉所率 28.5%以上)が達成できたかの最終的な評価は、 誰がどのように行うのか?
- A16 工事完成日以後、すみやかに、対象期間を通して提出されたチェックリストを監督員において総括し、最終的な評価を行うものとします。なお、監督員は、評価結果を検査員に提出してください。

【第6条関係】

- Q17 工事完了後に4週8休が未達成であると判明した場合、そのタイミングで減額の契約変更はできるのか?
- A17 ご質問のような場合のタイミングでの契約変更は、非常に困難であると考えています。従いまして、工事工程表の作成に当たっては余裕を持ったスケジュールを設定するとともに、工事の早い段階から計画的な休日管理を行い、期間全体としての達成ができるよう取り組んでください。
- Q18 第6条第3項の「ただし、市がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。」とは、どのようなときか?
- A18 市からの指示や突発的な事由から、現場閉所予定日に作業をすることを 余儀なくされた事により現場閉所率が未達成となった場合などを想定して います。個々の案件ごとに、工事担当課長及び契約管理課長の協議により判 断することになります。

【第8条関係】

- Q19 4週8休の確保が困難な見込みのため、工期を延長することは可能か?
- A19 ご質問のような理由による工期延長はできません。